

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 天草市長
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名	天草市	
4. 届出番号	7	ひとり親等の医療費助成に関する事務
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0033244/index.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年天草市条例第46号)別表第2 第2の項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)第1条	天草市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第131号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭等の福祉の向上に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		天草市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第131号)